



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *61 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 2
- *62 和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例 (県民生活課)..... 3
- *63 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)..... 4
- *64 和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例 (")..... 4
- *65 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 5
- *66 和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例 (難病・感染症対策課)..... 5

公布された条例のあらまし

◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の支給割合を改めました。(第 4 条及び第 8 条関係)

2 施行期日

平成 23 年 1 月 1 日から施行します。

◇和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費者の生命又は身体に係る重大な危害に対する緊急防止の措置を定めるとともに、与信契約等に係る不当な取引行為を禁止行為に加えるほか、必要な改正を行いました。(第 6 条、第 6 条の 2、第 18 条、第 18 条の 2 及び第 39 条関係)

2 施行期日

平成 23 年 1 月 1 日から施行します。

◇和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園等を社会福祉法人和歌山県福祉事業団に譲渡することに伴い、必要な改正を行いました。(第 1 条～第 4 条、第 10 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立橋本体育館のメインアリーナ及びサブアリーナの利用料金の額の上限を改めました。

(別表関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例

1 条例概要

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、和歌山県ワクチン接種緊急促進基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 1 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年和歌山県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 7 条」を「この条から第 7 条」に改め、「には」の次に「、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70を支給」を「100分の100以内を支給」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に、「当該一般」を「一般」に改める。

第 8 条の見出し中「給与の種類」を「給与」に改め、同条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「当該派遣職員の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から平成23年 6 月30日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合 (以下「新支給割合」という。) が、これらの日において改正前の第 4 条第 1 項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合 (以下「旧支給割合」という。) に達しないときは、旧支給割合か

ら新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成23年12月31日まで 100分の100
- (2) 平成24年1月1日から同年12月31日まで 100分の70
- (3) 平成25年1月1日から同年12月31日まで 100分の40

和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 2 号

和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例

和歌山県消費生活条例（平成 8 年和歌山県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第 6 条・第 7 条）」を「（第 6 条―第 7 条）」に改める。

第 6 条第 1 項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第 3 項中「規則で定めるところにより、」を「事業者の供給する商品等により受けた危害の状況及び指導又は勧告の内容の概要に係る」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（緊急危害防止の措置）

第 6 条の 2 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、他の法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに、当該商品等の名称、当該事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を県民に提供するものとする。

第 18 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的に商品等を供給する者からの商品等の購入等を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することを知り、又は知り得たにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で、与信契約等に基づく債務の履行を強要し、若しくは債務の履行をさせる行為

第 18 条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 知事は、不当な取引行為による消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに当該行為の内容その他必要な情報を県民に提供するものとする。
- 5 知事は、前項の場合において、事業者の氏名又は名称を含む情報の提供をしようとするときは、当該事業者、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

第 18 条の 2 中「消費者に」を「県民に」に改める。

第 39 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 3 号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第42条、第43条の2」、「、第43条の4」、「、知的障害児施設、盲ろうあ児施設」及び「、重症心身障害児施設」を削る。

第2条の表知的障害児施設の項、知的障害児・盲ろうあ児施設の項及び重症心身障害児施設の項を削る。

第3条第2項及び第3項を削り、同条第4項第1号中「「肢体不自由児施設支援」」を「「施設支援」」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第5項を削り、第6項を第3項とする。

第4条中「児童自立支援施設を除く児童施設」を「母子生活支援施設及び肢体不自由児施設」に改める。

第10条第1項中「知的障害児施設支援、盲ろうあ児施設支援、肢体不自由児施設支援若しくは重症心身障害児施設支援（以下「施設支援」という。）又は短期入所」を「施設支援」に改め、「市町村からの委託に係る者を除く。」を削る。

別表短期入所の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に知的障害児施設、知的障害児・盲ろうあ児施設及び重症心身障害児施設を利用した者に係る改正前の和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例第12条第1項に規定する利用料金については、なお従前の例による。

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 4 号

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例（平成20年和歌山県条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に支援施設を利用した者に係る廃止前の和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例第12条第 1 項に規定する利用料金については、なお従前の例による。

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 5 号

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例（平成11年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中 「 45,150円 | 60,900円 | 76,650円 | 106,050円 | 137,550円 | 182,700円 | 21,840円 」 を
「 58,800円 | 78,750円 | 99,750円 | 137,550円 | 178,500円 | 237,300円 | 28,455円 」 に、 「 54,600円 |
72,450円 | 91,350円 | 127,050円 | 163,800円 | 218,400円 | 26,040円 」 を 「 70,350円 | 94,500円 | 119,700
円 | 164,850円 | 214,200円 | 284,550円 | 34,125円 」 に改め、別表の 2 の表中 「 13,650円 | 17,850円 | 2
3,100円 | 31,500円 | 40,950円 | 54,600円 | 6,510円 」 を 「 16,800円 | 23,100円 | 30,450円 | 39,900円
| 53,550円 | 70,350円 | 8,610円 」 に、 「 15,750円 | 21,000円 | 28,350円 | 36,750円 | 49,350円 | 6
5,100円 | 8,085円 」 を 「 21,000円 | 28,350円 | 35,700円 | 49,350円 | 64,050円 | 85,050円 | 10,185円
」 に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 6 号

和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例

(設置)

第 1 条 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、和歌山県ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。